

第 8 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年11月8日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第33号議案 非農地の現況証明について 第34号議案 農用地利用集積計画の決定について 第35号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について 第36号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 農地転用申請の取下願について 第1号 賃貸借の解約等の通知について 第1号 水田の畑地変換届について 第1号 農地転用現況確認について			

<p>て</p> <p>報告事項 第 2 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>を求めます。</p> <p>報告事項第 1 号「農地転用申請の取下げについて」を説明します。次のとおり、農地転用申請の取下げ願いが提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 願出人 はわい長瀬●●。土地の表示 大字 野花——、地目 畑、面積 400 m²。転用目的は一般個人住宅であります。処理状況は令和元年 10 月総会で審議し、中部総合事務所長へ送付しております。</p> <p>取下げ理由は、施工業者の急な事情変更により、申請どおりの時期に着工出来ないことが明らかとなったためです。今後につきましては、着工できる手筈が整ったタイミングで、改めて転用申請を行う予定と云う事であります。</p> <p>番号 2 願出人 大字藤津 農事組合法人●●。土地の表示 大字 北福——、地目 畑、面積 13,196 m²の内 8,814.21 m²。転用目的は植林であります。処理状況は今年 9 月の総会で審議し、中部総合事務所長へ送付しております。</p> <p>取下げ理由は、申請地の農地区分について、鳥取県は第 1 種農地と判断しておりまして、植林転用の許可が見込めないためであります。今後につきましては、本日の議案で審議致しますけれども、申請の場所が農地としては長年手つかずの状況であることから、非農地として現況証明を得た後に植林事業を実施する予定であります。以上でございます。</p> <p>はい。説明が終わりました。冒頭申しあげました様に、本日は報告事項が 1 号から 4 号までございます。取り敢えず全てを報告した後にですね、皆さんの方からのお尋ねがもしあれば、その時にお受けすると云う風にしたいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明を求めます。</p> <p>報告事項第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法。通知者 貸人 はわい長瀬●●。借人 はわい長瀬●●。土地の表示はわい長瀬——、地目は田、面積 231 m²。合意の成立日と土地の引渡日は記載のとおりであります。</p> <p>番号 2 権限の種類 農地法。通知者 貸人 方面●●。借人 方面●●。土地の表示 大字 方</p>
---	--	---

<p>報告事項 第3号 水田の畑地変換届について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>面——、地目は畑、面積 99 m²。合意の成立日と土地の引渡日は記載のとおりであります。</p> <p>番号3 権限の種類 農地法。通知者 貸人、先ほどと同じく方面●●。借人 方面●●。土地の表示 大字 方面——、地目は畑、面積 300 m²。同じく大字 方面——、地目は畑、面積 3,405 m²。合意の成立日と土地の引渡日は記載のとおりであります。</p> <p>番号4 権限の種類 農地法。通知者 貸人 方面●●。借人 方面●●。土地の表示 大字 方面——、地目は畑、面積 1,500 m²。合意の成立日と土地の引渡日は記載のとおりであります。</p> <p>番号5 権限の種類 農地法。通知者 貸人 方面●●。借人 方面●●。土地の表示 大字 方面——、地目は畑、面積 800 m²。合意の成立日と土地の引渡日は記載のとおりであります。以上でございます。</p> <p>はい。</p> <p>続きまして報告事項第3号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>報告事項第3号「水田の畑地変換届について」を説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は、4-1 頁と 4-2 頁)</p> <p>番号1 土地の所在 大字 上浅津——、地目は田、面積 1,032 m²の内 252 m²。届出人、上浅津●●、届出日 令和元年 10 月 25 日。普通畑としての利用を目的としています。平均盛土高 0.7m、70cm で、工期は来年の 2 月まででございます。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1 頁が航空写真による位置図でございます。続いて 4-2 が土地利用の計画図です。後ほど 5 条転用の議案で審議頂きます案件と一体の盛土造成で、筆を 3 分割して、緑色の箇所を畑として利用する計画であります。</p> <p>頁を戻って頂き。</p> <p>(資料は、4-3 頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字 野花——、地目が田、面積 1,900 m²。届出人、野花●●、届出日 令和元年 10 月 30 日。樹園地としての利用を目的としています。盛土高 0.5 から 0.6m で、工期は再来年の 10 月までです。頁をめくって頂き、4-3 頁が航空写真による位置図でございます。集落の前の、相向いの田んぼと云う事になります。</p> <p>頁を戻って頂き。</p>
----------------------------------	----------------------------	--

<p>報告事項 第 4 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>(資料は、4-4 頁)</p> <p>番号 3 土地の所在 大字 別所——、地目 田、面積 1,600 m²。同じく大字 別所——、地目は田、面積 1,243 m²。届出人は別所●●。届出日 令和元年 10 月 30 日でございます。樹園地としての利用を目的としています。盛土高が 50cm5 から 60cm。工期は来年の 3 月までの工期となっております。頁をめくって頂き、4-4 頁が航空写真による位置図でございます。</p> <p>以上であります。</p> <p>はい。</p> <p>それでは報告事項第 4 号「農地転用現況確認状況について」を説明してください。</p> <p>報告事項第 4 号「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願が提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁)</p> <p>番号 1 転用者 門田 株式会社●●。土地の表示 大字 門田——から——までの 4 筆でありまして、地目及び面積は記載のとおりです。転用目的は、駐車場。許可指令年月日及び番号は記載のとおりで、許可番号が 3 つあるのは土地の譲渡人が 3 件ありまして、それぞれに許可番号が振られているものでございます。</p> <p>確認書交付年月日は 10 月 16 日。調査結果は 9 月 25 日工事完了であります。頁をめくって頂きまして、5-1 頁が航空写真による位置図でございます。</p> <p>(資料は 5-2 頁)</p> <p>番号 2 転用者 倉吉市●●。土地の表示 大字 別所——、地目は畑、面積 1,443 m²。転用目的は、太陽光発電設備。許可指令年月日及び番号は記載のとおりであります。</p> <p>確認書交付年月日は 10 月 29 日。調査結果は 10 月 26 日工事完了でございます。頁をめくって頂き、5-2 頁が航空写真による位置図です。</p> <p>(資料は 5-3 頁)</p> <p>番号 3 転用者 田畑●●。土地の表示 大字 田畑——、地目は畑、面積 164 m²。転用目的は、宅地拡張。許可指令年月日及び番号は記載のとおりであります。</p> <p>確認書交付年月日は 10 月 30 日。調査結果は 10 月 25 日工事完了です。位置図は 5-3 頁に航空写真を添付しております。以上であります。</p>
--------------------------------------	----------------------------	--

<p>議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>《全員賛成》 全員が挙手でございます。よって議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見についてを議題と致します。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁、資料 1 の 1 頁から 7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 光吉——と——の 2 筆でございます。現況地目は田、転用面積は合計 497 m²。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は建売住宅が 2 棟でございます。建築面積は合わせて 104.34 m²です。譲受人は、倉吉市 株式会社●●、譲渡人は、光吉●●。契約内容は、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地。区分決定根拠は、管理設道路沿道の区域。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資ありでございます。</p> <p>事業内容は、駐車場が 2 台の建売住宅を 2 棟。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。それから、土地改良区の意見書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 7-1 頁が航空写真による位置図です。光吉集落の南東端と云った場所になります。別冊の資料 1 をお願いします。資料 1 の 1 頁目が現地写真でございます。2 頁目が公図。3 頁目が土地利用計画図。4 頁目が造成計画平面図で、雨水排水は西側の道路側溝へ排出する計画です。5 頁目は造成の断面図。6 頁が建物平面図。7 頁目が立面図です。盛土造成を行う東の改良区水路側は L 型擁壁を設けて、土砂の流出を防ぎます。また、汚水は公共下水道へ排出する計画となっております。</p> <p>(資料は、7-2 頁、資料 1 の 8 頁から 14 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在 大字 上浅津——、現況地目は田、転用面積は 1,032 m²の内 500.61 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は 58.50 m²であります。譲受人</p>
--	---------------------	---

は、上浅津●●、譲渡人は、上浅津●●。契約内容は、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は 第 1 種農地、区分決定根拠は 集団農地、許可根拠規定は 集落接続であります。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有りです。

事業内容は、一般個人住宅 1 棟で、4 台分の駐車場を設けるものです。農業振興地域整備計画において、農用地除外済み。土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。

次の番号 3 の申請は番号 2 と一体で土地造成をするものですので、続けて説明させていただきます。

番号 3 土地の所在 大字 上浅津——、現況地目は田、転用面積は 1,032 m² の内 293.48 m²。転用計画の用途は住宅用地で、施設概要は一般個人住宅。建築面積は 57.93 m²。譲受人は、田後●●、譲渡人は、上浅津●●。契約内容は、贈与による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分以降は番号 2 と同じですので省略させていただきます。

頁をめくって頂き 7-2 頁が航空写真による位置図で、上浅津集落の入り口付近です。別冊資料 1 の 8 頁が現地写真です。頁をめくって頂き 9 頁目が公図・土地利用の概要図です。報告事項で少し触れましたが、1 筆を 3 分割して、東側が番号 2 の転用、西側が番号 3 の転用で、中央の緑色が畑地変換する場所でございます。ちなみに長細くなっている所は、真ん中の土地と東側の土地に入るための通作道なり進入路と云う位置付けでございます。10 頁目は造成断面図です。図面の文字が小さいので見えませんが、造成面は 15cm すき取った後、70cm 真砂土で盛土を行います。これは住宅部分は真砂土で造成を行いまして、真ん中の畑地変換する場所には表土で 70cm の地上げを行います。また北と南の隣地境界には H=800 の L 型擁壁を設けまして、土砂の流出を防止します。11 頁が計画平面図。12 頁目が番号 2 の立面図。13 頁目が番号 3 の立面図でございます。番号 2 番号 3 とも、雨水は隣接する水路に排出し、汚水は公共下水道へ排出するものがあります。

以上、番号 1 から番号 3 までの申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。

説明が終わりました。議案第 32 号につきましては、案件番号 1 番 2 番 3 番とございます。2

議長

	<p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>番 3 番は同じ現場でございます。従いまして、ただ今より現地確認報告をして頂く訳でございますが、1 番の報告、それから 2 番 3 番の報告と云う風に、分割して報告して頂くと云う風な事にしたいと思えます。</p> <p>先ず案件番号 1 番の現地確認報告を、1 番の中村委員より報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>はい。本日、長谷川会長、蔵本職務代理、それから清水委員、尾川推進委員、事務局と私と。現地の確認を行いました。場所は、南谷に向かう県道に面しておりまして、近くにはこども園や介護施設が有る所になります。それで、この農地転用については特に周りの農地等に影響は無いと思えますので、申請どおり認めても大丈夫だと云う具合に考えました。以上です。</p> <p>はい。それでは続きまして、案件番号 2 番と 3 番を一括して、現地確認の報告をして頂きます。報告者は 2 番の清水委員より報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>それでは 2 番 3 番の説明をさせていただきます。</p> <p>現地は上浅津部落の西側と云いますか、丁度、田後の方から来て上浅津部落の入口になります。それで事務局が説明しましたがけれども、資料 1 の 9 頁を見てもらったら良いですけど。3 分割された所の西側と東側に個人住宅を建てられると云うもので、進入路としては畑地に入る緑色の道路が 2m、それから東側の住宅に侵入する道路が 2m。合わせて 4m で、進入路を作られる予定です。それと、8 頁を見てもらったら分かり易いかと思えますけども。8 頁の右下の写真ですけども。右側の方の用水路と下の方の側溝の方に雨水が流れる様になっています。それで、右側と左の方に L 型の擁壁を、70cm 位の擁壁を設置して土砂の流出も無いと云う事で、周りの農地にも影響は無いと云う事です。それで転用計画としては問題は無いと思いました。以上です。</p> <p>はい。以上で現地確認委員による報告は終わりました。ただ今より議案第 32 号についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>どうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>今、清水委員さんが報告をされましたけれども、別紙の 9 頁ですね。地図を見れば右左に家が建つ訳ですけど、進入路と云うのはこの緑色の所で道路が出来る訳ですか。</p> <p>はい。それでは説明をしてください。</p>
--	---	---

	河井推進委員 事務局	<p>これ、入る場所。</p> <p>入る場所は、土地の左側の町道側から、東に向かって土地に入って来ると言う格好になりますから。ちょうど真ん中の土地、緑色のやつは上の方に左側に細く伸びている所が、用地としては畑と云う事になりますけども、実際はそこが進入路と云う事だね。そう云う使われ方をすると云う事になります。併せて一番東側の土地も、同じ様に細長い土地がありますけども。そのこの所を合わせた形で、西側の町道から入って来る道と云う事になります。</p>
	河井推進委員	<p>私が地元だし、今の報告者も地元だけれども。この土地に入るのに、そうやって作れば良いんだけども、この緑の土地は畑になる訳だな。報告事項にあった様に。そこの中で道が出来ると、そう云う事ですね。良いです。</p>
	議長	<p>良いですか。</p>
	河井推進委員	<p>いやいや。質問と云うよりもね、これ、地元の方なもので。通路の、入る道が何か無い様に見えたので。両側から入れないものかな。</p>
	議長	<p>ちょっと、じゃあ説明してあげて。まあ分かっておられると思うけど。</p>
	事務局	<p>申請にあたってはですね、南側からの進入も検討はされた様ですけども、水路が大きいものですから橋を渡すのが大きなお金がかかると云う事で。それよりは西側の方から進入する方が費用的にも安く上がると云う事もあって、そちらの方を選ばれたと云う事です。それで、それぞれ通路部分は2m・2mの用地を確保しておりますので。2m無いと建築基準法の要件を満たさないで、家が建てられません。そう云う事で2mの、それぞれの土地が2mの進入用地部分を設けていると云う事になります。</p>
	議長	<p>はい、良いですか。</p>
	河井推進委員	<p>はい。</p>
	議長	<p>こう云った案件は過去にもありました。いわゆる公道にはならない、私道みたいになるんですけども。やはり共有の持分と云う事で。</p>
	河井推進委員	<p>この緑の線は、この2人の分になる訳だな。私道だし、そこを通らせてもらう訳だな。身内だから良いだろうけども。道路が無い訳だから。入る所が。特に東側の方の道が無いからね。良いだろうけども、了解してするんだらうけどもね。</p>
	議長	<p>じゃあ説明して。</p>

	<p>事務局</p> <p>議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 河井推進委員</p> <p>議長 横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>横川委員 事務局 横川委員 議長</p>	<p>計画上は、それぞれの土地が 2m・2m で進入路の用地として町道にくっ付いているんですけども。実態は別に 2m・2m の道に、真ん中に区切りを作って「とうせんぼ」をするのではなく。要はトータル間口 4m の進入路が出来て、東側の方と真ん中の方が共同で使われると云う事になります。</p> <p>取り合い道路と云う事です。</p> <p>個人道路と云う事ですね。東側の方が無いからね。この緑色が道路になると今言ったからね。だから何かちょっと。</p> <p>説明してください。</p> <p>緑色の所プラス、図面は緑色の上側にも 2m の用地が、東側の方の 2m の用地がある訳です。それが西側の町道に接している東側の方の土地があり、2m の用地があつて。それにくっ付いて 2m の用地が真ん中の方の畑の用地があると。それで合わせたら 4m の用地があると云う事です。そこを、4m 分を使う。そう云う事です。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、その他の質問を受けます。横川委員どうぞ。</p> <p>すみません、一つだけお願いします。8 頁の左側の写真ですね。此処にマンホールが写ってますけど、このマンホールは何ですか。ちょっと良く分からないもので。</p> <p>説明してください。</p> <p>資料 1、8 頁の左側の写真、上と下にマンホールが見えるのが、これが下水道の公共柵です。下水道の公共柵。だから、下水道と云うのは農地であっても、此処までを下水道エリアにしますよと云う事で来ちゃいますから。エリアに入ったら、負担金を払ってマンホールを設置してもらおうと云う形で。ずっと前からマンホールは設置してあったと云う事ですね。</p> <p>じゃあこれ、排水としてこちらを活用すると云う事になりますね。</p> <p>そう云う事ですね。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。質疑は無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり決</p>
--	---	---

<p>議案第 33 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>定することに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員が挙手でございます。よって議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>次に、議案第 33 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。</p> <p>はい。議案第 33 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 8-1 と資料 1 の 14 頁)</p> <p>番号 1 申請人は滋賀県大津市●●。土地の所在、はわい長瀬——、地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 796 ㎡。同じく、はわい長瀬——、地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 210 ㎡。</p> <p>これは平成 7 年から県外在住となり、耕作や手入れを頼める親戚縁者等も居ないため、放置され現在に至るものでございます。頁をめくって頂き、8-1 が航空写真による位置図です。それから現地の写真は、別冊の資料 1 の 14 頁に添付していただきますのでご覧願います。</p> <p>(資料は 8-2 と資料 1 の 15 頁)</p> <p>番号 2 申請人は東京都世田谷区●●。土地の所在、大字 田後——、地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 68 ㎡。</p> <p>農作業場として利用していたが、平成 2 年父の死後、車庫として利用しているものであるということでございます。頁をめくって頂き、8-2 が航空写真による位置図です。現地の写真は、別冊の資料 1 の 15 頁ですのでご確認ください。</p> <p>(資料は 8-3 と資料 1 の 16 頁)</p> <p>番号 3 申請人は藤津 農事組合法人●●。土地の所在、大字 北福——の一部、地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 13,196 ㎡の内 10,426 ㎡。</p> <p>梨栽培をしていたが、継続が困難となったため梨の木を伐採し果樹棚を撤去しており、現在は管理が困難で原野化している状況でございます。本冊の頁をめくって頂きまして、8-3 が航空写真による位置図でございますが、青囲い、青色でしておりますのが筆全体ですけれども。筆の内、</p>
----------------------------------	--------------------------	--

		<p>赤線で囲った部分が今回の申請の場所でございます。現地の写真は、資料 1 の 16 頁で、次の頁 17 頁に当該申請部分の求積図を付けておりますのでご確認をお願いします。丸 A が申請地。丸 B の方は果樹園部分です。</p> <p>なお、この番号 3 については、分筆予定と云う事で申請を受けております。また、番号 3 の現地確認につきましては、本年 9 月定例総会で 4 条転用の案件として現地確認を長谷川会長と蔵本職務代理、土海委員と河井推進委員に行って頂き、農地として管理することは困難である云う報告を頂いております。そうした経過がありますので、この番号 3 の案件については現地確認を省略しておりますので、ご了承をお願い致します。以上であります。</p> <p>それでは、説明が終わりました。この案件につきましては委員による現地確認を行っております。案件が 3 つございますが、順次報告をして頂きます。今事務局からも説明がありました様に、3 番は既に現地確認を終えておりますので、この案件につきましては、この度は割愛をさせていただきます。</p> <p>それでは案件番号 1 番を 15 番の尾川推進委員より、現地に出向きましての確認報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日午後から、会長、職務代理、それから清水委員、中村委員と事務局とで行って参りまして。資料の 14 頁を見て頂けますでしょうか。もう、見てのとおり、長らく 20 数年と云う間耕作がされていないと云う事で、セイタカアワダチソウや雑草等が生い茂っており、農地としては容易に復元する事は出来ないと云う事で。そう云う状況でございましたので、非農地として承認せざるを得ないと思います。以上です。</p> <p>はい。それでは続きまして案件番号 2 番でございますが、それでは 1 番の中村委員の方より現地報告をお願い致します。</p> <p>はい。非農地の申請で田後——の件ですが、相当古い作業場になっております。それで、平成 2 年にお父さんが亡くなってから車庫としても使っておられたみたいなんですけれども。本来、これよりも以前に建てられた作業場だと思うんですけども。その時点で地目変更をされていれば問題なかったんじゃないかなと思います。ただ、既に 20 年以上経っておりますので、非農地として現状の宅地に変更するのが良いんじゃないかと云う具合に判断しました。以上です。</p> <p>はい。案件番号 3 番につきましては、この度は割愛をさせていただきます。</p>
	議長	
	尾川推進委員	
	議長	
	中村委員	
	議長	

	<p>土海委員 議長 土海委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>土海委員 議長 土海委員 議長 山本正義推進委員</p> <p>議長 山本正義推進委員 議長</p>	<p>説明・報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>はい、土海委員どうぞ発言してください。</p> <p>2番の分ですけども。田後——。申請人は東京の方ですけども、現在は誰が住んでおられるのかと。</p> <p>それでは事務局、説明してください。</p> <p>はい。申請地の隣に当人さんの実家、お家がございます。資料1の15頁の右側の上、軽トラが止まっている所のお家がお実家になるんですけども。そこにお母様がお住まいだったんですが先方お亡くなりになられまして。それで財産の整理と云う一貫の中で地目が宅地になっていないと云うことが判明致しましたと云う事が出て参りました。それで今は親族の方が、ずっとじゃないんでしょうけども管理のために偶々滞在しておられると。偶に居られるのかな。詳しいことは、すみません。把握していないんですけども。現地写真を取に行った時にはお家の方にいらっしゃってですね。多分整理して、また向うに帰られてと云う様な。空き家にする訳にもならず、と云う事で。定期的に点検なり管理と云う事で戻って来ておられる。そう云う状況の様に見受けられます。</p> <p>はい。良いです。</p> <p>土海委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>続きまして、そちらの方。はい、どうぞ。山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>非農地で、はわい長瀬と北福の方も出てるけど。この資料の写真を見ても、相当な草だな。非農地で、先回もこのことを言ったんだけど、草はこのままで良いのかな。本当にうちの所も大変だのに。今日も大豆を収穫するのに、6反と云う大豆がパーだ。非農地にしちゃえばこれで。それで構わなくても良いもんなんだろうか。</p> <p>大豆の畑を。</p> <p>いやいや、非農地だったら、もう草を刈らなくても良いかと云う事。</p> <p>そう云う事ですか。それでは説明をしてください。</p>
--	---	--

	事務局	<p>土地の所有者の責任と云うのは、ずっと付いて回ります。土地がどう云う地目であろうが関わりはありません。周りに迷惑が掛かる様であれば、それはきちっと迷惑が掛からない様に管理をする、所有者なり土地の権利者の責任があります。農地であろうと非農地であろうと、それは変わりませんので、迷惑が掛かる様であれば地権者の方にその旨をお伝え頂いて、適正な管理をして頂くと云う事でお願います。</p>
	山本正義推進委員	<p>先回もこの事。東郷中学校の所の、大阪の人の。非農地にしたでしょ、この間。その事を言ったんだけど。けどこれで、本当に良いんだらうかと思って。</p>
	議長	<p>はい、じゃあもう一度。</p>
	事務局	<p>もう一度。言い悪いの話ではなくて、農地であれば、その指導・監督する権限が農業委員会にあるものですから指導して行かなくてはなりませんけれども。農地で無いと云う事になれば、逆に指導・監督権なりも権限は有りませんので言えない。農業委員会としては言えないと云う事です。</p>
		<p>ただ、利害関係人。要するに、その土地が荒れる事によって「迷惑を被ってるよ。」って云う方が、そこの管理者に対して「ちゃんとやってくれんと、うちは困りますよ。」と云う事は幾らでも言われたら良いと思います。それで、荒れさせてしまっても良いのかと云う事になると、迷惑掛かる人がいるのであれば、「荒れさせてはいけません。」と云う原則論しか言えませんが。</p>
	議長	<p>農業委員会として手出しが出来るか出来ないかと云うのは、あくまで農地か農地でないかと云う事で。手出しが出来る・出来ないと云う事が決まって参ります。それで、苦情が有るのであれば、農地じゃないのであれば直接仰って頂いた方が良いです。良いですか、その苦情によって相手が動くか動かないかと云うのは、また別の問題ですので。それはそれでやむを得ない事です。</p>
	山本正義推進委員	<p>まあ、ですから土地の保有者の方には、やはりその隣接の方に迷惑が掛かる様であれば、それはやはり、しっかり管理して頂かなきゃならん訳だけでも。ただ、この総会の中に於いては、農地としての縛りからは外れますよと云う捉え方で良いじゃないかと云う風に。</p>
	議長	<p>じゃあ、そこに住んでない場合はどの様になる。非農地は許可したけれども、誰も居ないと云う事になれば。</p> <p>もうちょっと分かり易く説明して。今の質問を。</p>

	<p>山本正義推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 河井推進委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>非農地の許可をして。農業委員会が許可をしたと。けれど、その地主が居ない場合はどうなる。</p> <p>どうなるかって。じゃ、まあ、説明してください。</p> <p>地権者は、近くに居るか居ないかと云うのは関係ないですよ。離れていても管理する義務はある訳ですから。迷惑が掛かる様であれば、管理してもらわなくてはいけない話です。それが農地であろうが非農地であろうが関係ないです。</p> <p>そうは言われるけども。東郷中学校の所もだよ。</p> <p>ちょっと私も補足させてもらいますけどもね。今、山本推進委員が言われるのは、こうやって非農地にしてしまうと、農業委員会が逃げてしまおうし、それは困ると。その場所にいる人はね。それで、そう云う事をして良いかと。これは個人的には、何でもかんでも出したら農地から外して非農地にして。じゃあそれで良いかと云う。だけど、どうしようもないしな、これは。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ、発言してください。</p> <p>今回こう云う申請が出て来て、現地確認をして頂きました。それで、現地確認して頂いた結果、農地として復元することは極めて困難だろうと云う判断をして頂いたところであります。</p> <p>そう云った所を逆に「農地として残さないといけないんじゃないか。」となった場合には、今度は逆に、地主さんに対して、農地としてきちっと戻して頂く様に動かなくてはいけない訳ですよ。投げっぱなしに逆にされない訳ですよ。お金がじゃあ幾ら掛かっても農地に戻しなさいよと云う厳しい指導をせざるを得なくなる。</p> <p>そこまでじゃあ、責任持ってそれが出来ますかと。湯梨浜町農業委員会が。出来るんでしょうか。そう云う話です。</p> <p>じゃあちょっと、私の方から。</p> <p>今、この件は確かに基本的な話だと思うんです。農地を守るのは農業委員会だと云う観点で今までやって来たんですけども。ただ、皆さん、どうか足元を見て頂きたいと思うんですけども。本町に於きましてもですね、20世紀梨の産地であったと。昔からの産地であったと。そして山の方まで、急斜面の方まで梨畑が連なっておったと。昔のその、東郷小唄にはありますが、東郷池は梨の花で埋まっていたと云う風な事もございました。</p>
--	--	--

しかし今のですね、農業従事者がぐっと減っております。物理的な管理が出来ないと云った所も沢山、現実としてある訳です。そう云った所はですね、やはり、昔山であった所を開墾して。今、梨の話しをしていますけども。開墾して、梨畑を作った。今それが、管理が出来ない。出来る訳ないですよ。そう云う所はやはりまた山に返そうじゃないかと。この、ひとつの流れがですね、いわゆる非農地として農地の縛りから外して、それで山に返そうと。これがひとつの道順なんですよ。農地から外すのが。

ですから、今まではそれは管理が出来てましたけれども。如何せん、この農業従事者が少なくなって来たこのご時世に於いては、農地としての管理が出来なくなったと。

それで今、県外在住者の方はどうなんだとか言うお話もございましたが。中には一生懸命、自分は県外に居るんだけど、シルバー人材センターの方に頼んだりして管理委託している。

山本推進委員が仰ったんだけど、良く分かるんですわ。でも、その農地を「じゃあ俺が守ってあげる。」って、やったださる方も居ない。現実的には。「それはいけないんじゃないか。」と云う事は、それは確かに私たちも思いますけれども。そう云った、現実的に管理が行き届かない農地と云うのは外さないといけない。

数字で拾ってみましてもね、物凄く、昭和 50 年代は梨の産地で、何処も耕してました。それから泊りの方が良くご存知だと思っんですけども。泊の後ろの山がありますよね。あそこもずっと畑で綺麗に耕してあった、段々畑みたいに。今は竹林です。やっぱりそう云う管理が出来ないって云う現実も、やっぱり考慮しながら。そしてやっぱり、そう云う所は、いわゆる利用を多目的にやっで行くと云うやり方ですね。そしてクヌギを植えたりだとか。そう云った方法もあるではないかと。

それをする為にはですね、非農地として、そこを外さないといけない。と云う風な流れがある訳でございます。「あれは反対だ。これも駄目だ。」と云う風になってしまうとなかなかね。これからの湯梨浜の農地の「残すべき農地」と、「やはりここは山に戻すべき農地」と云う風にして色分けをしながら、優良農地を確保しながら。今仰ることは良く分かりますよ。平地でもやっぱり荒れている所もありますから。そう云ったところに、農業委員会として目を配らせて行きながら、その所を何とか「人・農地プラン」とかを入れながら農地の確保をして行く。維持管理をして行くと云う方法で行かないといけないんじゃないでしょうか。大変ですけども。ちょっとし

	<p>事務局 議長 事務局</p>	<p>やべりすぎましたけれども。 良いですか。 はいどうぞ、発言してください。 山本正義推進委員の仰ることは良く分かるんですけども。ただ、その地主さんと云うか地権者の人をアテにしても、何回言ってもちゃんとしてもらえないって云うのが分かっている場合には、会長も先ほどちょっと触れられましたが「人・農地プラン」みたいに集落の問題として位置づけて、「あてに出来んから自分等で、この位なら草刈りをしようか。」位なことでやらざるを得ないじゃないかなと。集落として向かわないとどうしようもない状態と云うのが、何処の部落とも出来ておりますので。 どうしても此処は荒れてもらってはと云うか、此処まではほったらかしにしても良いけど、この部分は荒れちゃうと皆が困るよと云う所を、共同作業などの形で保全をして行くと云うやり方を、それぞれの地域で知恵を絞ってもらうしかないじゃないかと思えます。 これはですから、産業振興課の方ともこれから向かいます集落の座談会みたいな形の中で、そう云うのも含めて、皆が考えなくてはいけない部分じゃないかなと云う風に思っておりますので。 取り敢えずこれは、あくまで非農地の現況証明についての協議なので、ちょっとそこは置いておいて頂きたいと思えます。お願いします。 山本推進委員、まだまだ納得されないと思えますけども。時間の関係で、このあたりで。また、これは別の機会でお話をすると云う事で。山本推進委員、そう云った事でとりあえずは宜しゅうございますか。 ええ。 はい。それでは進行致します。その他にお尋ねはございますか。それでは取り敢えず出尽くした様でございますので、質疑を終結致します。それでは採決を行いたいと云う風に思えます。議案第 33 号「非農地の現況証明」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。 《全員挙手》 はい、全員が挙手でございます。よって議案第 33 号「非農地の現況証明」については、原案</p>
	<p>議長</p>	
	<p>山本正義推進委員 議長</p>	

<p>議案第 34 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>のとおり決定を致しました。</p> <p>続きまして議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致しますが、この議題につきましては議事参与の制限がございます。横川委員・土海委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして退席をして頂きたいと云う風に思います。それでは両名の方、退席をお願い致します。</p> <p>(横川委員・土海委員 退席)</p> <p>それでは横川委員・土海委員が退席致しましたので、この 2 名に関わる案件を先に審議したいと云う風に思います。取り敢えずは、「農用地利用集積計画の決定」について概要説明を事務局の方よりお願い致します。</p> <p>はい。議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和元年 11 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、9-1 頁から 9-7 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をお願い致します。</p> <p>関係戸数は 借り人 35、貸し人 50 で、利用権の設定期間の面積ですが、3 年未満が 4 件で 6,279 m²、3 年以上 6 年未満が 40 件で 60,566 m²、6 年以上 10 年未満が 7 件で 18,649 m²、10 年以上が 4 件で 11,086 m²です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 79,154 m²。転作田として利用が 862 m²、樹園地として利用が 11,468 m²、普通畑として利用が 5,093 m²。利用権設定面積率は 0.749%であります。</p> <p>それで、頁をめくって頂きまして 9-5 をお願いを致します。各筆明細の内 9-5 の 37 番・38 番が、退席頂きました委員の対象の分でございます。記載のとおりであります。</p> <p>それでは説明が終わりました。今、事務局が申しました様に 37 番・38 番を先に審議致したいと、こう云う風に思います。整理番号 37 番・38 番。それでは目を通して頂きまして、お尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>ございませんか。それでは無い様でございますので、この整理番号 37 番・38 番のみお諮りを致します。37 番・38 番、このものにつきましては、原案のとおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p>
--------------------------------------	--	---

	<p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員 事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員の挙手でございます。従いまして整理番号 37 番・38 番は原案のとおり決定致します。それでは兩名に入って頂きます。</p> <p>(横川委員・土海委員 着席)</p> <p>それでは審議を続行致します。</p> <p>すみません。</p> <p>どうぞ。</p> <p>説明を続けさせていただきます。9-2 からが各筆明細なんですけれども、中身全体につきましては年末が近づきまして契約の更新がほとんどでございます。新規につきましても 1 月 1 日スタートと云う事で、従前耕作者が経営規模縮小で手放された所を、預け替えと云う事で翌年から引き受けると云う様な事での契約となっております。</p> <p>と云う事で、全体と致しまして、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ただ今申しました各筆明細をご覧頂きます。37 番と 38 番を除いた分。これらに目を通して頂きます。皆さんの方から質疑がございますか。お尋ねはございますか。</p> <p>質疑はございませんか。無い様でございますので、それでは採決を行います。</p> <p>ちょっと聞いてみましょうか。</p> <p>はい。河井推進委員どうぞ、発言してください。</p> <p>設定作物などの面積、転作田として利用と云うのは、どれが当たるんですか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>転作田として利用と云うのが、挙げております 862 ㎡。これは 9-2 頁をご覧頂けますでしょうか。9-2 の整理番号 1 であります。田んぼに「そば」を植えるものでございます。「そば」を転作田と云う事でしております。</p> <p>それだけ。</p> <p>はい。</p>
--	---	--

	<p>事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>土海委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>土海委員</p> <p>議長</p>	<p>それ以外は、田んぼに果樹を植えようかと云う事にしておられる田んぼについては、永久転作状態になってしまいますから、それは樹園地利用の方に含めております。田んぼに果樹を植える分は果樹園。</p> <p>野菜はどうですか。</p> <p>この度は田んぼに野菜を植えるのはありませんので、「そば」だけです。</p> <p>田んぼの場合だね。畑じゃなくて。</p> <p>はい。改めて申し上げますと、転作田利用と云いますのは、地目が田んぼの所に水稻以外を植える、果樹と水稻以外を植えるもの、作付けするものに、転作田と云う事で充てております。</p> <p>今の説明で良いですか。</p> <p>分かりました。ただ水田の場合は野菜は良いんだけど、「そば」は転作だと。「そば」は転作田だと。</p> <p>あの、補足をさせてください。</p> <p>はい。</p> <p>今月の分で、田んぼの所に野菜を植えるのはありませんでしたけれども、「田んぼの所に野菜を植えるよ。」と云う事であれば、それは転作田の所で面積を計上致します。</p> <p>その他にお尋ねはありますか。はいどうぞ。土海委員どうぞ。</p> <p>これは、9-2の8。親子になっているんですけども、これはどう云うメリットがあるかなと。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>ご説明させていただきます。こちらの案件につきましては、農業者年金絡みなんです。農業者年金で経営移譲していらっしゃる方はこうやって、農業後継者の方に経営を委ねると云う事で。実質的に利用権設定を結ばなくてはいけないものですから。それでしてあります。</p> <p>昔は年金絡みですと、ちょっと書いてましたけれども。そこまでは、もう表示する必要はないかなと云う事で省略を、近年、最近させて頂いておりますけども。親子間と云うのは、基本的に年金絡みと云う事でご理解頂いたら良いと思いますので。よろしくお願ひします。</p> <p>親子間、特に10年と云う長期のものは、年金絡みだと云う風に理解してください。</p> <p>結構恒例の人だしな、と思って。</p> <p>はい、その他にお尋ねはございますか。無い様でございますので、それではこれで質疑を終り</p>
--	---	---

<p>議案第 35 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>ます。お諮りを致します。採決を行います。議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。よって議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり可決をされました。</p> <p>それでは進行します。続きまして議案第 35 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」に対する意見決定についてを議題と致します。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第 35 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。次のとおり、地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>お手元に配布しております資料 2。資料の 2 は資料の 2-1 から資料の 2-3 までございますけれども。先ず資料の 2-1。この度の対象は大字川上地内でございます。</p> <p>2-1 が農地から非農地に変わる土地の一覧。それで 2-2 は現地確認不能の一覧でございます。筆が道路の一部になったり河川の一部になったりして場所の特定ができない土地と。そう云うものを現地確認不能と云うものになります。それから 2-3 は一覧表記載の土地の図面でありますけれども、この図面だけでは何処の場所か分かり辛いので、その 2-3 の 2 枚目に航空写真の位置図を付けておりました、赤枠の場所が地籍の図面の場所でございます。ご確認をお願い致します。以上であります。</p> <p>これで事務局の説明が終わった訳でございますが、ただ今から質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。地籍調査でございますので、じゃあ此処はああだこうだと、なかなかこの場ではご意見は無いと云う風に思います。地籍担当がやっておりますので、ある程度信頼が濃いものだと理解しておいて良いのかなと思います。</p> <p>それでは質疑は無い様でございますので、これで質疑を終わりました採決を行います。議案第 35 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p>
--	-------------------------------	--

5 その他	(議長) 事務局	<p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方が挙手でございます。よって。議案第 36 号「農業振興地域整備計画の変更」については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それではその他に入ります。「12 月定例総会について」をお諮りします。説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 12 月定例総会 <ul style="list-style-type: none"> 12 月 9 日 (月) 午後 3 時 00 分から ○ 12 月農家相談会について <ul style="list-style-type: none"> 12 月 19 日 (木) 午前 9 時～正午、第 3 会議室 当番：山下昇 委員、山上真治 委員、徳岡正裕 推進委員 ○ 農業用施設に関するアンケート調査について ○ 水田の畑地変換届について <ul style="list-style-type: none"> 水田の畑地変換の際の隣接同意と土地改良区への連絡の徹底について (長谷川会長からの注意喚起) ○ 農用地利用集積計画の更新手続き等の相談対応の協力について ○ 松崎駅南梨団地造成事業について <ul style="list-style-type: none"> (山本美代子推進委員からのお知らせ)
6 閉会	議長	<p>そう致しますと、以上を持ちまして、令和元年度第 8 回定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。</p> <p>(閉会 午後 4 時 3 9 分)</p>